

議案第 47 号関連資料

西明石地域交流センター条例の制定について

西明石地域交流センターを設置することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項により、新たに条例を制定しようとするものです。

1 目的（第 1 条関係）

多様な人々が集い、学び、活動し、及び創造し、並びにつながりが生まれる拠点を整備することにより、地域の交流及び活性化を推進するため、設置するものです。

2 条例の概要

(1) センターが行う事業（第 3 条関係）

- 市民の憩い、交流及び活動の場の提供に関すること
- 市民の健康及び福祉の増進に関すること
- 市民の教養及び文化の向上に関すること
- 市民の図書の利用及び活用の促進に関すること
- 上記のほか、市長が必要と認める事業

(2) 開館時間及び休館日（第 4 条関係）

①開館時間

図書フロア以外の施設	午前 9 時から午後 9 時まで ※参考：サンライフの開館時間 （平日・土曜日） 午前 9 時から午後 9 時まで （日曜日・祝日） 午前 9 時から午後 5 時まで
図書フロア	午前 10 時から午後 8 時まで

②休館日

図書フロア以外の施設	ア 毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときを除く。） イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
図書フロア	ア 上記に加えて以下のとおり イ 毎月第 3 火曜日（この日が休日に当たるときを除く。） ウ 4 月から 6 月までの間において 10 日以内の連続した日

(3) 使用の許可（第 5 条関係）

営利目的での使用も可能とします。

営利目的の場合の使用料は、通常の使用料の 6 倍相当額とします。

(4) 使用料（第6条関係）

①各室の使用料

施設の区分等			使用料（2時間につき）
多目的ホール (419.10 ㎡)	全面使用する場合	平日	2, 6 0 0 円
		休日	3, 8 0 0 円
	A面、B面又はC面の いずれか1面を使用 する場合	平日	9 0 0 円
		休日	1, 3 0 0 円
多目的室1（71.43 ㎡）			1, 7 0 0 円
多目的室2（67.39 ㎡）			1, 7 0 0 円
多目的室3（70.76 ㎡）			1, 7 0 0 円
多目的室4（37.56 ㎡）			1, 5 0 0 円
会議室1（21.01 ㎡）			6 0 0 円
会議室2（23.59 ㎡）			6 0 0 円
会議室3（23.59 ㎡）			6 0 0 円
スタジオ（30.28 ㎡）			1, 8 0 0 円
トレーニングルーム（125.66 ㎡）			4 0 0 円

- 冷暖房使用料は、多目的ホール以外の貸室は室使用料に含む。多目的ホールは、別途徴収（1,300円／1時間）予定。
- 貸室の予約区分について、2時間制とする。

②駐輪場・二輪車駐車場の使用料

駐輪場については、高校生以下は無料とする予定です。

駐車時間の区分	駐輪場（74台）	二輪車駐車場（7台）
3時間以内	無料	無料
3時間超～9時間以内	100円	400円
9時間超～24時間以内	500円	1,500円
24時間を超える場合	24時間(24時間未満は24時間に切り上げ) につき	
	500円	1,500円

(5) 使用料の減免（第7条関係）

多目的ホール及び駐輪場について、減免規定を設ける予定です。

(6) 施行期日（附則）

規則で定める日とします（開館日が令和9年夏で日程が未定のため）。ただし、施行前の準備行為は行えるように規定します。

(7) その他

- ・条例を施行するために必要な事項（開館時間等）は、規則で定めます。
- ・センターの設置に伴い、明石市立中高年齢労働者福祉センター条例を廃止します。

3 スケジュール

年月日		内容
令和 8 年	6 月中旬頃	第 1 回指定管理者候補者選定委員会
	6 月 30 日	本会議（議案採決日）
	7 月 1 日	指定管理者公募開始
	10 月	第 2 回・第 3 回指定管理者選定委員会
	11 月	指定管理者候補者公表
	12 月議会	指定管理者指定議案上程
令和 9 年	2 月	指定管理者と基本協定締結
	4 月	指定管理者事業開始
	夏	地域交流センター（icotto）供用開始